

Title	中立船内の敵貨と敵船内の中立貨 (三)
Sub Title	
Author	板倉, 卓造
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.8 (1919. 8) ,p.1035(83)- 1047(95)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19190801-0083

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

て不利ならしむるが爲に之を變更することなく、必ず之を有利ならしむるが爲に行ふものなれば、之が創設の目的は共同の利益に存するなり (§ 131)。斯くの如くして結果し來るものは國家 (Commonwealth) なり。國家なる言葉は都市若しくは社會と同一なる意義を有するものに非ず (§ 133)。社會は國家と同一に非ずと雖、而も國家的統治の崩壊せる所に於ては社會は混亂せる群衆と化す。斯くの如き國家の敗壞滅亡は唯一眞個の叛亂なり、財産平和及び結合を擁護するが爲めに誘入せられたる法規の支配に對抗して復も一度排除せる強力を用ふる者は眞に rebellare する者、即ち争鬪 (Bellum) の状態に復歸せしむる者 (rebellantes) にして之に對する抗拒は當に合法なるものなり (§ 226)。是に由りて觀るに Rousseau を以て君主に對する謀反は決して叛亂に非ずと主張せる最初の論者なりと做せる SAGE の言 (Die Philosophie des Rechts. 1830-37. I. S. 297.) の正しからざるを知る可し。彼は叛亂の一原因を以て壓迫に在りと觀たり (A Letter concerning Toleration)。之を抑制する最良の方法は善政に存するなり、治者も亦被治者と等しく之に對して責を有することある可きなり (Treatises. II. xix § 229. § 230.)。 (Bonar, Philosophy and Political Economy in some of their Historical Relations, 1893. pp. 99-100. 參照)。

中立船内の敵貨と敵船内の中立貨 (三)

板倉卓造

五

中立船内に發見せられたる敵國貨物が敵に屬する故を以て交戦國一方の軍艦は之を拿捕するを得ること多年 Consolato del mare の主義としたる所なるに反し一六〇四年を以て土耳其帝と佛國王との間に締結せられたる新條約が「佛國船舶に搭載せられたる貨物にして土耳其政府の敵に屬するものは其敵に屬するの故を以て之を拿捕せらるゝことなし」との新主義を認めたる以來、諸國間の新條約は續々此新例に従ひ所謂「自由船自由貨」の最初の原則を承認したり。是れ後に至り一八五六年の巴里宣言を以て確定せられたる現行慣例の基礎を爲すものなるが當時この新主義の認められたるは單に條約の空文たるに止まり諸國は其國內法規に依り依然 Consolato del mare の貨主々義を固守するのみならず時として之よりも

尙ほ一層過酷なる規定を設け以て中立船内の敵貨に對する捕獲權を擴張したるが故に新條約の新主義は實際には多く行はるゝことなく唯だ其名のみを存するに過ぎざりき。此事前號の本文に記する所の如し。次には敵船内の中立貨に對する捕獲權の變遷に就て説かざる可からず。

前に説きたる如く *Consolato del mare* にては中立貨物は敵船内に發見せらるゝと雖も其貨物の持主が中立國人なるを以て拿捕せらるゝことなきものにして此原則は十六世紀及び十七世紀の前半頃まで一般に維持せられ當時諸國間に締結せられたる條約は悉く之を承認し現に中立船内の敵貨に關しては「自由船自由貨」の新主義を採用したるものと雖も尙ほ敵船内の中立貨に對しては貨主々義を棄てざりき。即ち初めて中立船内の敵貨に關して「自由船自由貨」の新主義を創設したる前記一六〇四年の土佛條約及び一六一二年の土蘭條約も敵船内の中立貨に關しては敢て舊主義を改めんとは試みざりき。果して然らば現行巴里宣言が「局外中立國の旗章を掲ぐる船舶に搭載せる敵國の貨物は之を拿捕す可からざること」及び「敵國の旗章を掲ぐる船舶に搭載せる局外中立國の貨物は之を拿捕す可から

ざることを命ずる今日の原則は今より三百年前の往時に於て早く既に認められたる所にして巴里宣言は此點に於て三百年前の土佛條約に復歸したるものにならざるを見る可し。

然るに十七世紀の中葉に及で諸國の慣例は漸く一變せんとしたり。即ち諸國の條約は中立船内の敵貨に關して「自由船自由貨」の新主義を設けたると同じ着想に依て敵船内の中立貨に關して「敵船敵貨」(*enemy ship, enemy goods*)の新主義を採用したり。換言すれば中立貨物と雖も敵船内に搭載せらるゝものは之を拿捕することを認むるものなり。蓋し *Consolato del mare* は其船籍の如何に拘はらず貨物の持主の國性即ち其人が中立性を有するや將た敵性を有するやに依て其貨物に對する捕獲權の有無を決するものなるに「自由船自由貨」及び「敵船敵貨」の新主義は之と全く正反對なる基準に據り捕獲權の有無を専ら其搭載する船舶の國性即ち其船籍が中立國に在りや將た敵國に在りやに依て之を決するものにして苟も其船が中立性を有するものならんには之に搭載する貨物は其持主が中國人たると將た敵國人たるとを問ふことなく之を拿捕することなきに反し若し其船が敵性を有

するものならんには之に搭載する貨物は其持主が敵國人たると將た中立國人たるとを論ずることなく一様に之を拿捕することを得るものなり。依て *Consolato del mare* が捕獲權の有無を貨物の持主の國性に依て之を決したるを以て假に名けて貨主々義と稱したる前例に依り余は新主義が其捕獲權の有無を船の國籍に依て之を決するものなるを以て貨主々義に對して再び假に船籍主義と名けんと欲するものなり。

敵船内に發見せられたる中立貨を船籍主義に依て拿捕するの權利を承認する條約の最先例は之を一六五九年の佛西間のピレニース條約及び一六六一年の佛蘭條約に之を求むることを得べし。例へば佛蘭條約第三十五條に規定して曰く、和蘭政府の敵に屬する船舶内に佛國臣民が搭載したる一切の貨物は戰時禁制品に非すと雖も該船内に發見せらるゝ他の一切の貨物と共に何等の例外又は留保なく沒收せらる可きものなることを同意承認す

其後の條約中前に引用したる一六七八年のニーマゲン條約、一六九七年のリスウキツク條約及び一七一三年のウトレヒト條約は何れも敵船内の中立貨に對する船籍主義を採用するものにして然かも是等諸條約に調印したる諸國が當時の重なる海上國たりし事實に鑑み船籍主義が今や一般に海上捕獲法の一確定慣例として容認せらるゝに至りたるを證するものなりと云ふ可し。殊に此點に關する船籍主義即ち「敵船敵貨」の新原則は苟も敵船内に發見せらるゝ一切の中立貨物を拿捕することを認むるものなるを以て交戰國は之を利用して中立通商を妨害することを得るより中立船内の敵貨に關する船籍主義即ち「自由船自由貨」の原則が中立通商の破壊に不便なる爲め各交戰國が競ふて國內法規の手段に依て之を脱却せんと試みたと全く正反對に諸國は何れも其國內法規に於て「敵船敵貨」の新主義を採用したること云ふまでもなき所なるが茲に一の顯著なる例外は英國なりき。英國は他の諸國が「敵船敵貨」の船籍主義を歓迎せる間に尙ほ依然として前日の貨主々義に依り敵船内の中立貨は之を釋放して敢て拿捕することなかりき。斯の如く敵船内の中立貨に關しては英國を除くの外諸國は其條約に於ても又國內法規に於ても *Consolato del mare* の舊貨主々義を廢して「敵船敵貨」の船籍主義を採用したると共に中立船内の敵貨に關しては之より先き既に「中立船中立貨」の船

籍主義を條約上に承認したるを以て敵船内の中立貨並に中立船内の敵貨の兩者を通じて船籍主義の一般に流行するに至りたるを見る可し。而して船籍主義の貨主々義に比して特徴とする所は凡そ左の三點に歸す可し。

一、貨主々義に従へば其貨物の持主の國性が中立なりや將た敵なりやを明にせざる可からずと雖も之を明にするに往々困難なるのみならず時としては拿捕を免かれんか爲めに其敵性を隠蔽するものなきに非ず。斯る場合には其敵性の有無を判斷すること始ど不可能なるが故に貨主主義は實際の實用には不便多しと云はざる可からず。之に反して船籍主義に至りては貨物は其搭載せらるゝ船舶の國性を感染するものと爲され船舶の敵性を有すると否とに依て其運命を決せらるゝものにして貨主の誰なりやは問ふ所に非ざるが故に拿捕者は單に其搭載船舶の掲揚する國旗の如何に依て捕獲權の有無を容易に判斷することを得べし。是れ船籍主義の貨主々義に比して適用上著しく便利とせらるゝ所なり。

二、中立船内の敵貨に關して貨主々義は其貨物の當然拿捕沒收せらるゝことを認むるが故に交戦國は之を利用して戦時中立國の海上通商に對し抑制妨害を加ふことを得るの結果、中立國の蒙むる損害は甚だ大ならざるを得ず。之に反して船籍主義に従へば中立船内の貨物は敵貨と雖も其拿捕を免かるゝものなるが故に中立通商は海上に於て交戦國の何等の抑制妨害を蒙ることなく自由に且つ公然行はるゝの結果、中立國は戦時その海上貿易の繁榮を期し得べき筈なり。但し中立船内の敵貨に關する船籍主義即ち所謂「自由船自由貨」の原則は十七世紀以後の諸條約には明文を以て之を認めらるゝに拘はらず各國は其國內法規に於て依然として *Consolato del mare* の貨主々義を採用したるを以て實際には久しく行はるゝことなかりし爲め中立國の海上通商は條約上の船籍主義に依ては何等の利益を享有することなかりき。尤も當時の戦争に在りては歐洲の重なる海上國は殆ど悉く同時に交戦國たりし實狀なりしか故に中立國は何れも小弱國に止まり是等強大なる交戦國に對して其中立通商の權利々益を有効に主張すること能はざりしより一層交戦國をして勝手なる捕獲規定を設けしむるに至りたること曩に説きたる所の

如し。

三、敵船内の中立貨に關する貨主々義は中立國の通商上、便利としたる所なる可し。之に反して船籍主義は「敵船敵貨」の原則に依り其中立貨は拿捕沒收せらるゝものなるか故に中立國の爲めには不便利なる制度たりしに相違なし。然れども戰時に在りて中立通商の期する所は主として中立船に依る海上貿易の利益に外ならざるが故に「敵船敵貨」の原則は必ずしも中立國の重大なる苦痛としたる所に非ざると同時に交戰國も亦これに依て中立通商を破壊せんと企圖したるものに非ざりき。

六

十七世紀の初年に認められたる「自由船自由貨」の原則及び其後半期の初年に初めて採用せられたる「敵船敵貨」の原則は十八世紀に入りて一層一般に承認採擇せられたる中に就き先づ中立船内の敵貨に關する船籍主義の流行に就て論述せざる可からず。

「自由船自由貨」の原則を採用したる條約の實例は甚だ多く僅に四の例外を除くの外、十八世紀を通じて諸國の諸條約は悉く此原則を承認したるものなり。例へば一七四八年の佛、英、蘭三國の巴里條約の如き一七六三年の英佛條約の如き一七八〇年、英國を除くの外、一切の海上諸國に依て調印せられたる武裝中立の條約(註一四)一七八三年の英、佛、西、蘭四國のヴェルサイユ條約もしくは一七八六年の英佛通商條約の如き皆十七世紀以來の原則を採用したるものにして最初これを承認することを肯せざりしと稱せらるゝ英國も右の諸條約の示す如く漸次一般の流行に従ひ更に新興の米國も亦これを認むるに至りて船籍主義は一層その信用を廣めたるを見る可し。十九世紀に入りては其流行殊に盛にして僅々二の例外を除くの外、諸國の諸條約は悉く之を採用し遂に一八五六年四月十六日の巴里宣言に至りて之を現時の國際法上の原則と確認せられたり。而して巴里宣言の正文は既に前に引用したる所の如し。

(註一四) 一七八〇年、英、米、佛、西間に戰爭破裂するや露國は英、佛、西三國に同文通牒を送りて中立船内の敵貨は禁制品を除くの外、交戰國に依つて拿捕せられざることを云々の海戰法に關する五箇條の原則を承認せんことを要求し同年七月及び八月に於て

露國は丁抹及び瑞典と條約を結び武力に依り是等原則の實行を強制せんと試みたり。是れ所謂「第一武裝中立」なるものにして翌八一年、蘭、普、奥の三國これに加はり以後、葡萄牙、兩シ、リーの諸國も亦此聯盟に加入し、佛、西、米は非公式に右の原則を承認したり。

斯の如くにして中立船内の敵貨に關する「自由船自由貨」の船籍主義は一六〇四年土耳其皇帝アクメット一世と佛國王アンリー四世との間に締結せられたる以來、十七、八、九世紀を通じて諸國間に維持せられ、今や國際法上の一原則と認められ、日本も亦明治二十年を以て巴里宣言に加入したりしが、獨り米國は今に至るも尙ほ同宣言に加はらざるが故に同國は恰も「自由船自由貨」の原則を否認するもの、如くなれども米國が巴里宣言に加盟せざるは其建國以來の主張たる海上私有財産不可侵の主義に鑑み寧ろ巴里宣言の規定を以て不充分不徹底と爲し却て之に飽足らざるとするの意味に於て自ら好で例外に立つものなるが故に其精神に於ては決して「自由船自由貨」の原則を排するものに非ざるなり。否な米國は其十九世紀の前年に中米、南米の諸國と締結したる條約中には此新原則を承認したる幾多の實例あり。殊に是等の諸條約に於て此原則の適用に關し米國の示したる一

の特異なる先例は其後一般に採用せられ、現に國際條約の通則と認めらるゝ一箇條を爲すものあり。即ち此原則の適用は兩交戰國が之を承認する場合に於てのみ有效なる可しとの條項是れなり。例へば一八二四年十月三日の米國コロムピヤ條約十二條に曰く

然れども本條に規定せらるゝ所の「國旗は其載貨を庇護す可し」との明文は此原則を承認する國家間のみ適用せらる可きものなることを認諾す。故に兩締盟國の一方が第三國と開戦し他方が中立たる場合に該他方の國旗が交戰國の財産を庇護するは該交戰國の政府が此原則を承認せる場合に限り可し。

之と同一の規定は翌三五年の米國ガテマラ條約第十四條及び十六條、一八三二年の米國智利條約第十二條及び十三條、三六年の米國秘露條約等に挿入せらるゝ所にして後一八三九年の佛國テキサス條約、四三年及び四六年の佛國ヴェネゼラ條約中に採用せられたりと云ふ(註一五)。蓋し交戰國の一方が中立船内に發見せられたる其敵の貨物を尊重す可きことを條約に依り命せらるゝに反し同じ中立船内に搭載せられたる自國の貨物は其敵に依りて拿捕沒收せらる可しと云ふは

不合理、不公正の甚だしきものと評せざるを得ず。試に前記米國コロムビア條約に就て之を一層詳説せんか米國はコロムビアとの條約に於て「自由船自由貨」の原則を採用したり。依て若し此原則を何等の保留なく適用すとせんか必然次ぎの不都合を生ぜざるを得ざる可し。即ち米國が他の或國と戦争を開きコロムビアは中立を守る場合に若し其米國の敵たる國が「自由船自由貨」の原則を認めざるものならんには中立國たるコロムビアの船内に發見したる米國の貨物は之を拿捕沒收せらるゝに反し米國は其敵に屬する貨物をコロムビア船内に發見したりとも所謂「中立船中立貨」として之に手を觸るゝこと能はざるの不公平なる結果を忍ばざるを得ざる可し。是れ米國の堪へざる所なり。依て其公平を維持せんが爲めには右の原則の適用を敵國も亦これを承認する場合に限らざる可からず。是れ即ち前記米國コロムビア條約第十二條の保留ある所以にして此種の保留條項は現に今日諸他の國際條約中に規定せらるゝ所なり。故に此保留條項に基き米國は右の假例に於ける敵國の貨物をコロムビア船内に發見するときは之を合法に拿捕沒收することを得べきものにして條約に所謂「國旗は其載貨を庇護す可し」

どの原則は敵國も亦これを承認する場合に於てのみ其適用を見る可きのなるを知る可し。然らば米國が一方に「中立船中立貨」の原則を認めながら當時の諸條約に特に此保留條項を設けたるは實際の事情に於て米國の假裝敵と恐るゝものゝ中に此原則を否認するものありしやと云ふに英國こそ實に米國の敵として竊に警戒したる所なりき。余は前に十八世紀中に締結せられたる諸條約中「自由船自由貨」の原則を認めざる四の例外あること及び十九世紀中に二の例外あることを一言したり。而して是等六の例外中その半數は實に英國が其一方の締約國たりしものなり。依て余は是等例外的諸條約に就て略述せざる可からず。

(註一五) Hautefeuille: Histoire du droit international, pp. 346. 347.